

別紙

諮問第1012号

答 申

1 審査会の結論

「警視総監の平成27年度（平成28年2月4日まで）の面会記録」を不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「警視総監の平成27年度（平成28年2月4日まで）の面会記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成28年2月18日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるといふものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

警視庁は、明らかに職務放棄で秘書責任者等も併せて、国家公務員法（昭和22年法律第120号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等の職権濫用であり、国家公務員制度改革基本法（平成26年法律第68号）の基本方針に違反する。

総理大臣、全国の都道府県知事、議長、市長村長の毎日の公務、面会記録もマスコミ等で殆ど公開されている。

日本最大の首都を守るための46,000人の警察官、職員の最高責任者の記録が常に公開されず破棄する行為は、都民、国民、世界の人々に対する冒とくである。

面会記録等の公文書の破棄、証拠隠滅をはかる杜撰な公務が許されるべきではなく、非開示決定は関係法違反であり開示すべきである。

3 審査請求書に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

処分庁では、本件審査請求に係る開示請求に対して、警視総監への面会を記録した公文書の検索を行ったが、当該公文書は作成しておらず存在しなかったため、警視総監への来訪予定を含む一日の予定表まで検索範囲を広げ、対象となる公文書の確認を行った。

保存期間内の公文書には、警視総監への来訪予定の記載はなく、保存期間が経過した公文書については、既に廃棄したため、「当該開示請求に係る公文書については、廃棄済みのため保有しておらず存在しません。」という理由で非開示決定を行い、審査請求人に通知した。

後日、審査請求人から提出された審査請求書の内容を確認したところ、審査請求人が開示を求めている公文書は、国家公務員制度改革基本法に定められているような実際に面会したことを記したものであると解されたことから、処分庁において、再度文書検索目録等の確認を行い、併せて該当文書の検索も行ったが、審査請求人が求めている公文書については存在せず、面会記録の作成に関する規程等の定めもない。

よって、審査請求人が開示を求めている面会記録は、作成していないため存在しない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年 6月30日	諮問、新規概要説明（第143回第三部会）
平成28年11月22日	実施機関から理由説明書收受
平成28年11月24日	実施機関から説明聴取（第147回第三部会）

平成28年12月12日	審査請求人から意見書收受
平成28年12月20日	審議（第148回第三部会）
平成29年 1月27日	審議（第149回第三部会）

（2）審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件請求文書について

本件審査請求に係る請求文書は、「警視総監の平成27年度(平成28年2月4日まで)の面会記録」（以下「本件請求文書」という。）である。

実施機関は、本件請求文書として警視庁の行事予定や警視総監の面会予定等が記載された「行事日程表」（以下「日程表」という。）は既に廃棄済みのため保有していないことから、不存在を理由とする非開示決定を行った。

また、理由説明書において、警視総監の面会記録（以下「面会記録」という。）については作成していないとする非開示理由を追加した。

イ 本件請求文書の不存在の妥当性について

実施機関の説明によれば、警視総監の公式行事への出席等に関する記録は存在するが、個別的な面会の状況を記録した公文書は作成していないことから、警視総監への来訪予定を含む一日の予定表についてまで検索範囲を広げ、日程表を請求の対象として特定したところ、日程表の保存期間は、警視庁文書管理規程（平成13年訓令第6号）24条に定められた保存期間1年未満の文書に該当し、行事日程が終了すれば引き続き保存する必要性がないため、情報漏えい等を防止する観点からも当日に廃棄しており存在しないとのことである。

一方、審査請求人は、本件審査請求において、警視総監の面会記録が存在しないことは警視庁の明らかな職務放棄で、秘書責任者等も併せて国家公務員法、警察官

職務執行法等の職権濫用であり、また、国家公務員制度改革基本法の基本方針に違反し、非開示決定は関係法違反であり、開示すべきである旨主張する。

そこで、審査会が現存する日程表について見分したところ、日程表には警視庁本部庁舎で行われる行事内容、警視総監の行事への出席予定、車両の出入庫予定等が記載されているが、実施機関の説明のとおり、警視総監への面会予定に相当するような記載がないこと、さらに、日程表には、日程終了日までを保存期間とする記載がされていることを確認した。

次に、面会記録の有無について確認したところ、実施機関には面会記録の作成について定めた規程等がないこと、さらに、条例41条1項の規定に基づき実施機関に備え付けられている文書検索目録には、「警視総監の面会記録」を含む件名の公文書は登載されていないことを確認した。

加えて、実施機関において改めて面会記録及び日程表の探索をしたところ、本件請求文書を保有していないとの報告を受けた。

以上のことを踏まえると、「日程表」については廃棄しており存在しないとする説明のほか、面会記録は作成しておらず存在しないとする実施機関の説明は否定できず、実施機関が本件請求文書について不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人はその他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、鴨木 房子、木村 光江、山田 洋